

Attorney & Accountant



広島総合法律会計事務所は

企業・市民の皆様の様々な問題をワンストップでサポートします

グループ内の法律事務所、税理士事務所、公認会計士事務所、社会保険労務士事務所、相互の連携により、ワンストップで対応いたします。



- 広島電鉄路面電車 白島電停(徒歩1分)
- 広島高速交通アストラムライン「城北駅」(徒歩8分)
- JR「新白島駅」(徒歩10分)

広島総合法律会計事務所

〒730-0004 広島市中区東白島町14-15 NTTクレド白島ビル7F
<http://www.hirosos.jp/>

弁護士法人 広島総合法律会計事務所TEL:082-227-1100 FAX:082-227-1200
 広島総合税理士法人 広島総合公認会計士共同事務所.....TEL:082-227-1414 FAX:082-227-1122
 広島総合社会保険労務士法人.....TEL:082-227-1005 FAX:082-227-1122

★事務所受付時間 平日 9:00~18:00
 (ただし、12:00~13:00はお昼休みをいただいております。)



A&A REPORT

Attorney & Accountant



● 2022年 年頭のご挨拶

社会保険労務士 石井 孝治

未だ新型コロナウイルスの感染が終息せず、生活様式や働き方は激変し、生活や企業活動は様々な制約を受け、先行きの見えない日々が続いています。

「禍を転じて福となす」という故事成語がありますが、原典である中国の「戦国策」には、「智者の事を挙ぐるや、禍を転じて福となし、敗に因りて功をなす」と記されています。つまり、智者というものは仕事をすることに当たって、



禍を転じて福とし、失敗を成功に導くということであり、今まさに、禍をバネに新しい展望を開いていくことが求められています。例えば、コロナ禍による行動変容が、リモートワークという働き方やDXを後押ししたのはその典型かもしれません。

しかし、このような状況だからこそ、自分自身や社会の状況を俯瞰的に眺め、正しい情報を的確に捉えて判断・行動することも大切なのではないかと感じます。

さて、広島総合法律会計事務所は、2007年1月の設立から15年が経過し、16年目に入りました。本誌で10周年に触れたのがついこの間のような感覚なのですが、早いものであれから5年の年月を積み重ねたこととなります。これもひとえに、クライアントの皆様からのご愛顧とご支援によるものと深く感謝しており、改めて心よりお礼申し上げます。

ちなみに私自身は28年前、22歳で社労士資格を取得後、足が地につかない20代を過ごし、事務所を開設したのが17年前、33歳のとき。そして、2010年に広島総合法律会計事務所へ合流すること12年、瞬く間に40代が過ぎ、いつの間にか50代です。合流後の日々は、社労士部門を知って頂こうと種を蒔き続け、年中無休365日営業のスタンスで走り続けてきた感があります(誤解を招くといけませんので社労士部門の労働環境にも触れておきますが、ス

タッフは完全週休2日制の年間休日124日、有休取得率は91.4%です)。しかし最近、前日の疲れを翌日に持ち越したり、生活スタイルが朝型になり起床時間が早くなった影響もあってか、夜遅くまで無理が利かなかったりと、これまでは無い変化を感じるようになってきました。今後もこれまでと同じペースで大丈夫だと思いたい反面、このまま突っ走るのは無謀な気もしています。

幸い、スタート時は私1人だけだった社労士も今では7名在籍。支えるスタッフもクールでユニークなメンバーが揃っており、各々が強みと経験を活かし、かつ互いに力を補いながら執務を遂行しています。つまり、私1人が突っ走るまでもない環境が整っており、今後は次の節目である20周年に向けて、一段上のステージを目指して体制を構築していこうと考えています。併せて、法務部門、会計部門との連携をより一層強化し、専門性、総合性、継続性を備えた事務所として、クライアントの皆様のニーズに的確に応え、クオリティの高いワンストップサービスを提供し続けることができるように研鑽を重ねていきたいと思っています。

なお、この度事務所のWEBサイトを全面改定しました。今回、新たに総合サイトを開設し、事務所理念や3部門の概要等を紹介しています。また、各部門のサイトでは、より詳細な取扱業務や部門の特色等を紹介しています。コラムやセミナー情報等も積極的に掲載する予定ですので、是非ご覧ください。

- 【総合サイト】 <https://hirosos.jp/>
- 【法務部門】 <https://hirosos-law.jp/>
- 【会計部門】 <https://hirosos-ac.jp/>
- 【社労士部門】 <http://hirosos-sr.jp/>



今年も昨年に引き続いて、コロナ対策に迫られる1年になりそうですが、安全と健康に留意し、コロナ禍に共に乗り越えていきましょう。

● A&Aセミナー 個人情報保護法と法改正について

弁護士 大山口 鉄朗

昨年10月28日(木)、個人情報保護法の基本的な規制内容と2022年全面施行となる改正個人情報保護法の概要について「Zoomウェビナー」によるセミナーを実施いたしました。以下、概略をご報告いたします。

1. 個人情報保護法の規制内容

個人情報保護法の基本的な規制内容は以下の通りです。

①取得・利用に関するルール

個人情報を取得する際に、本人へ利用目的を通知するか公表しなければなりません。利用目的を後で変更する場合は本人の同意が必要な場合がありますので、利用目的を設定する際は慎重にご検討ください。

②保管に関するルール

リスク管理の点から、必要なくなった個人データ(≒個人情報)を速やかに削除することを助言させて頂きました。

③第三者への提供の際のルール

個人データの提供の際は、原則本人の同意を取らなければなりません。ただし、例外が種々ありますので、取り扱いにお困りの場合は当事務所法務部門へご相談頂ければ幸いです。

④開示や訂正等の請求に関するルール

保有個人データについて、開示等の請求手続等について、「本人の知り得る状態」に置く必要があります。本人から開示等の請求があった場合、2週間経過後に本人が法的手続きをとることが可能になりますので、速やかなご対応をお願いいたします。

2. 改正個人情報保護法について

改正項目は多岐に渡りますが、本セミナーでは、改正項目を9つのカテゴリーに分類し、説明をさせて頂きました。注意したい点は以下の通りです。

①漏えい等発生時の国への報告及び

本人への通知の義務化について

要配慮個人情報の漏えい等(滅失本人や改ざんを含む)が生じた又はその恐れがある場合や、財産的被害が生じる恐れがある(顧客のクレジットカード番号が外部へ流出した場合等)、あるいは不正の目的が窺われる、もしくは1,000人を超える個人データの漏えい等が発生、又は発生した恐れがある場合は、

個人情報保護委員会への報告と本人への通知を行わなければならないとなります。

②個人関連情報の規制について

個人関連情報とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報等に該当しないものを言います(例:氏名と結びついていないインターネット閲覧履歴、位置情報等)。個人関連情報を第三者に提供する場合に、提供先において当該情報を以て個人を識別することが想定される時は、提供先が本人に同意を取っていることを確認しなければなりません。

③本人からの開示請求等の範囲の拡大について

⑦現行法上、個人データを第三者に提供する際及び個人データを第三者から受領する際には、所定の事項を「第三者提供記録」として記録することが義務付けられています。改正法は、第三者提供記録を、本人による開示請求の対象としました。第三者提供記録の作成内容について改めてご確認ください。

⑧本人は書面以外にも電磁的記録の提供による方法等による保有個人データの開示を求めることができるようになりました。

⑨本人が保有個人データの利用停止・消去及び第三者提供停止の請求ができる場合が拡大します。

3. 終わりに

昨今、漏えいなどの事故だけに留まらず、個人情報の取り扱いの問題が世間を賑わせることが多くなってきております。今のうちに基本的な規制についてご確認いただき、法改正についての対応をご検討頂ければ幸いです。



● 中井竜弁護士を偲んで

昨年10月20日、当事務所の中井竜弁護士が41歳の若さで亡くなりました。

中井弁護士は愛知県出身で、京都大学法学部在学中に司法試験に合格。平成15年に弁護士登録(第56期)、当事務所(広島総合法律会計事務所設立前の城北法律会計事務所)に入所しました。以来、約18年の弁護士生活でした。

中井弁護士は病気療養中も、「自分の知識を生かし、社会に貢献したい」という信念の下、当事務所の企業法務、民事裁判を担当する他、広島弁護士会では労働法制委員会に所属し、「ケーススタディ労働事件の実務」(ぎょうせい・平成28年)の編集代表を務めるなど、学



事務所恒例のカーブ観戦にて

術面でも能力を発揮しました。生活困窮者からの相談にも親身に取り組んでいました。

私どもは、皆様から中井弁護士に対してお寄せ頂いたご厚情に感謝するとともに、中井弁護士の信念をしっかりと受け継ぎ、これからも業務に精進してまいります。

● 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度

税理士 田中 幸治

令和4年3月決算に向け表題の制度内容を確認します。令和3年税制改正で、新型コロナウイルス感染症による雇用ダメージに対処する趣旨も含み、旧制度が改正延長され、令和3年4月1日～令和5年3月31日間の開始年度より適用とされています。税額控除率や控除上限(法人税額×20%)、中小企業者のみ2制度から選択できる点などは変わっていません。

表中の「新規雇用者給与等支給額」とは、国内新規雇用者で雇用保険一般被保険者にその雇用した日から1年以内に支給する給与等で適用年度に支給するもの

を言います。好待遇で積極採用を進めても、旧制度の要件では新規雇用者の採用増や支給増が反映されないものでしたが、新制度はそういうケースで適用要件を満たし易くなり、加えて、適用の大きな障壁だった国内設備投資額の要件は撤廃されました。

また、継続雇用者の給与集計が要らなくなりましたので集計手数は減るものと思われます。

なお、新型コロナウイルス関連に限らず人件費の助成金(雇用調整助成金など)の多くは給与支給額から控除し計算することとされています。

	項目	新(人材確保等促進税制)	旧(賃上げ・設備投資促進税制)
全法人対象	適用要件	同右 (新規雇用者給与等支給額－新規雇用者比較給与等支給額)／新規雇用者給与等支給額×2% 撤廃	雇用者給与等支給額>比較雇用者給与等支給額 (継続雇用者給与等支給額－継続雇用者比較給与等支給額)／継続雇用者給与等支給額×3% 国内設備投資額≥償却費総額×90%以上
	上乗要件	(教育訓練費－前年教育訓練費)／前年教育訓練費≥20%	(教育訓練費－過去2年平均教育訓練費)／過去2年平均教育訓練費≥20%
	税控除額	控除対象新規雇用者給与等支給額×15%(上乗せ+5%)	雇用者給与等支給額の対前年増加額×税額控除率15%(上乗せ+5%)

	項目	新(改正・所得拡大促進税制)	旧(旧・所得拡大促進税制)
中小企業者のみ対象	適用要件	①(雇用者給与等支給額－比較雇用者給与等支給額)／比較雇用者給与等支給額≥1.5% 継続雇用者要件の撤廃	①雇用者給与等支給額>比較雇用者給与等支給額 ②(継続雇用者給与等支給額－継続雇用者比較給与等支給額)／継続雇用者比較給与等支給額≥1.5%
	上乗要件	以下①かつ②(②-1 or ②-2)の要件を満たす ①(雇用者給与等支給額－雇用者比較給与等支給額)／雇用者比較給与等支給額≥2.5% 以下同右	以下①かつ②(②-1 or ②-2)の要件を満たす ①(継続雇用者給与等支給額－継続雇用者比較給与等支給額)／継続雇用者比較給与等支給額≥2.5% ②-1(教育訓練費の額－比較教育訓練費の額)／比較教育訓練費の額≥10% ②-2中小企業等経営強化法の経営力向上計画の実施
	税控除額	同右	雇用者給与等支給額の対前年増加額×15%(上乗せ+10%)